

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は11名であります。欠席の届け出は、4番、根岸英一議員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第4回川根本町議会定例会を開会します。

————— ◇ —————

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月25日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案16件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。

内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成28年第4回の川根本町議会の定例会、お一人欠席でございますけれども、大変日ごろから御協力いただきまして、心よりお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そのような中で、本日は行政報告を少しさせていただきます。

11月25日に議会の全員協議会で報告させていただいた後でございます。

11月26日に町の戦没者慰霊祭が文化会館で開催されまして、出席をしております。その折、本川根支部のほうでも追悼式がその後に行われたということで、出席をしております。

それから11月27日、日曜日ですが、川根時間ということで今回は茶茗館と智満寺両方で開催をされたということで、大変大勢の皆さんに御参加をいただいたということでございます。

11月28日には課長会を開催しております。

それから、11月29日には大井川地区の民有林直轄治山事業の要望活動。これは静岡市並びに静岡県と一緒に治山センターを存続してほしいというような要望に行ってまいりました。

11月30日です。入札会が開催をしております。

昨日ですが、大石哲司元県議。榛原町長をやられました大石哲司さんの葬式がありまして、大変お世話になったということもございまして、行ってまいりました。

それから本日ですが、この後、13時15分からIT関係の人材育成の4者包括連携協定というのが予定されております。これは教育関係で大変力のあるベネッセ、京セラコミュニケーションズ、それから東海ブロードバンド、それと町が一体となって包括協議を行いながら今後進めていくということでございます。その調印式をきょうは議長も出席するものですから、立会人として。大変恐縮ですが、1時15分から開催をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、盛んに一人から言われておりましたけれども、核兵器廃絶の平和宣言の町川根本町、これを役場の正面の懸垂幕を掛けるところに、ちゃんと職員が、郷土愛と申しましょうか、大変町を愛する担当の職員がおりまして、早速対応したということで、何かございましたら褒めていただければありがたいな、早速やったということでつけ加えて申しわけありませんけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中田隆幸君、8

番、小藪侃一郎君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 議案第52号 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号です。川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

本案によります制定を求める人事行政の運営等の状況の公表に関しましては、地方公務員の人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、職員の任用等人事行政運営状況を公表するよう、地方公務員法第58条の2において規定されております。本町におきましては、同法の規定による職員給与の状況や職員数等の状況につきまして、毎年、町広報紙やホームページ等で公表しているところでありますが、今回、県より公表等に関する定めとして条例制定の必要性がある旨の指摘を受け、本条例の制定をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第53号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第53号です。川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由の説明をさせていただきます。

現在の役場組織体制は、平成21年4月より執行し、本年4月よりの情報政策課設置を経て教育委員会を含め11課1局1室、25の課内室、2係で構成となっており、本年度末で8年が経過することとなります。

この間、年々増加している様々な行政課題や行政需要への対応に努めてまいりましたが、現行の組織体制と行政課題への対応、行政事務執行において一部効率性に欠け、その結果として住民サービスの向上や事務の効率化に支障を生じていると考えております。

また、今年度末をもって長く行政の中枢を担ってきた課長級職員5名が定年退職を迎えることもあり、今後の町役場組織のあり方もあわせ、今回の機構改革案を編成させていただきました。

組織の見直し方針としては、住民サービスが低下しないこと、簡素で効率的であること、指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確であること、行政課題に的確に対応できることに加え、次年度よりスタートする第二次川根本町総合計画を着実に遂行できること、様々な重要課題に的確に対応できる組織体制とするために、今回、課の設置条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

また、今回の改正は、平成29年4月1日からの施行を予定しているものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第54号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第55号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第54号並びに55号を一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第54号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成28年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1カ月引き上げ、年間4.3カ月分となる改正をするものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第55号です。川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

人事院は去る8月8日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準を平均0.2%、また特別給の支給月数を0.1カ月分引き上げ、また民間企業の手当の支給の状況等から、配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族と同額にし、その原資を用いて子に係る扶養手当を引き上げるという内容の勧告を行ったところであります。

当町としましても公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただきたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(太田侑孝君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第56号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第7、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第56号です。川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表14ページから19ページをごらんください。

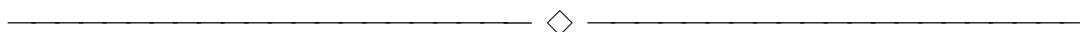
川根本町税条例第19条、43条、48条、50条は、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算期間等について、国税の見直しに準じて所要の見直しを行うための改正であります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を新たに規定をするものであります。

続きまして、附則第20条の2であります。これは、日本と台湾との間の所得に対する租税に関する「日台民間租税取決め」に規定された内容の実施に係る国内法の整備を受け、町税条例の一部改正を必要とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第57号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

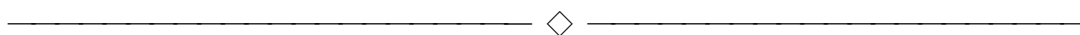
○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第57号です。川根本町保育所条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案の25ページをごらんください。なお、参考に新旧条例対照表26ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

現在休園中の地名保育園の利活用について、川根本町保育所運営委員会の答申及び川根本町保健福祉サービス推進協議会、児童福祉部会及び子ども子育て会議の意見をもとに、新たに子育て支援施設として改修をしたいと考え、そのために地名保育園を保育所から外す旨の条例改正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第58号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第58号です。川根本町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。

本条例の改正は、所得税法の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、川根本町国民健康保険税条例について、地方税法及び川根本町税条例との整合性を図るため、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第10 議案第59号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部 を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第59号です。川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正案は、川根本町接岨峡温泉休憩施設の休館日に関するものであります。これまで同施設の休館日は毎月第1、第3木曜日と定められていたものを、毎週木曜日と改正をしたいものであります。

第5条については、本改正の適用日を平成29年1月1日からとしたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について （川根本町創造と生きがいの湯）

◎日程第12 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について （不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）から、日程第12、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を一括議題といたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）から、日程第12、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を一括議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第60号並びに61号を、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案30ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町創造と生きがいの湯であります。

指定管理者は、川根本町東藤川1018番地の特定非営利活動法人かわほん元気村、代表、山口捷彦であります。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

今回、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年川根本町条例第159号）第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、議案第61号です。公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案31ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきましては、平成29年3月31日に指定の期間が満了になるに当たり、合同会社River roots research & Lab（リバールーツ・リサーチアンドラボ）代表社員鈴木諭より指定管理者指定申請書の提出があり、10月17日に川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として同社を選定させていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例（平成17年川根本町条例第124号）第5条の規定により、議案を上程させていただきました。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 3 議案第 6 2 号 静岡州市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第62号、静岡州市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第62号です。静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡州市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、三島市、裾野市及び長泉町で構成をしておる富士山南東消防組合が本組合へ加入することに伴う組合理約の一部を変更するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 4 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 1 5 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 6 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 7 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 8 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第14、議案第63号から、日程第18、議案第67号まで、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,218万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ60億4,599万4,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正、元森林管理署桑の実宿舎取得に係る公有財産購入費の追加、機構改革等に伴う対応経費の追加、情報セキュリティ強化対策に係る学校用イントラネット構築・設定業務委託料の追加、臨時福祉給付金給付事務経費の追加、桑野山貯木場内使用簡易製材機等購入費の追加、林道維持費の増額、寸又峡遊歩道等観光施設修繕経費等の増額などが主なものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,054万2,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第65号です。平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,916万3,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正と介護保険システム改修事業委託料の追加をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第66号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1

号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,307万円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員の人件費の補正と本川根南部簡易水道、小長井浄水場ろ過砂交換工事請負費の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第67号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,749万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(太田侑孝君) 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をとり、全員協議会を行います。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午後 4時13分

○議長(太田侑孝君) それでは、皆さんお集まりのようですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第5 議案第54号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。3点ほど質問をさせていただきます。

今回の条例改正は、説明で言われたのは、人事院勧告の公務員の給与が官民格差を埋めるというふうな説明だったわけですがけれども、その中に副町長でしたか、特別職とというふうな言葉があったと思うんですがけれども、人事院勧告でその特別職の引き上げも勧告をしたということなのか、人勧が指す特別職というのは一体どういう職の人を言われるのか、その点をお聞きいたします。

それから、今回の改定で特別職三役が、それぞれ幾ら、期末手当幾らから幾らになるのかを伺います。

それから、3人で増える額というのも計算してあるんですがけれども、その総額を教えてください、その額、大きな金額には当然ならないわけですがけれども、0.1カ月分ということで、こういう引き上げをする理由というのが、人勧の勧告によるものなのか、その根拠をきちんと教えていただきたいと思います。

それから、官製ワーキングプアということが言われて社会的な問題になっているわけですが、当町の実態を、この町を統括する特別職の皆さんがどのように認識しておられるのか。そして、当然改善は図っていかねばいけないと思っておられると思うんですが、その点についてどのような方法を今後対策をとっていかれる、あるいはこのままでいいんだと思われているのか。その件についてお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特別職の考え方でございますけれども、人勧の規定にありますように、常勤の勤務をしている特別職といった形で、当然のことながら、当町におきましては町長、副町長、教育長を指すといった形になろうかと考えます。

今回の、2点目の改正の数字でございますけれども、改正を受けて町長、副町長、教育長それぞれ、金額が加算率としましては0.15といった形の加算になります。基礎額、支給額を年間支給した形によりますと、差額については3名合計で20万1,710円の増額といった形になります。

以上です。

○10番（鈴木多津枝君） それぞれの期末手当が幾らから幾らになるんですか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申しわけございません。

年間支給額でございますけれども、町長が175万875円が183万1,375円。副町長、136万5,682円が142万8,472円。教育長が127万635円が132万9,055円。総額としまして438万7,192円が、458万8,902円。差し引きしまして、差額分としましては20万1,710円でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の説明はちょっと不十分かなと思うんですけども、期末手当の総額ですので、12月支給分のだけを言われたと思うんですよね。期末手当は年間2回通してあるわけですから、もう一度、その点をきちんと知らせてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません。

ただいま申し上げました金額につきましては、年額の金額になりますので、6月、12月両方の合計になります。改正に伴いまして6月支給分の差額につきましては、町長につきましては、先ほど申し上げました金額は、今回0.1上げるということを受けて年間改正といった形での総額になりますので、総合計として20万1,710円の増額になります。

29年度、来年度の特別職の期末手当の考え方につきましては、6月支給分につきましては、今年度は、12月に6月分とあわせて0.1加算をするという形になっております。29年度は6月支給、12月支給それぞれ0.5に分けて加算をするといった形になりますので、支給率がそれぞれ来年の6月は2.075、12月は2.225という支給率になります。それぞれ計算しますと、総額につきましては、今回同様、先ほど申し上げました年間額と同様の額、3名合計しますと20万1,710円が来年度以降増額となるといったものでございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は1年間の総額をそれぞれ幾らですかと聞いたんですよ。1年間ですか、本当に183万1,375円。そうではないですよ。6月に既に支給された金額が163万125円あるわけですよね。それで今回引き上げがあって183万1,375円になると、町長の年間の期末手当額は346万1,500円になるんじゃないですか、違いますか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません。説明の仕方がうまくなくて申し訳ございません。

今年の改定を受けて、来年度以降、先ほど申し上げました支給率が6月が2.075、12月が2.225になることに伴いまして、支給額としましては、町長は6月が167万375円、12月が179万1,125円、合計で346万1,500円。副町長は、同じく6月が132万892円、12月が139万7,078円になりますので、合計で269万9,970円。教育長が、6月は121万2,215円に、12月は129万9,845円となりますので、合計で251万2,060円。総額では先ほど申し上げた数字になります。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 結局確認だけで終わってしまったので、議長の配慮をありがたく思います。

これだけ、民間で考えると大きな金額の期末手当の中で、確かに町長、特別職の3人の方、大変な責務を負われていらっしゃるということは私も重々承知の上で述べさせてもらうんですけども、最後のところについて答えが全くなかったわけですよね。官製ワーキングプア、要するに所得格差について余りにも大きな所得格差があって、もちろん特別職と比べたら大

変な格差になるのは当然だと思うんですけども、町の統括責任者としてそういう本当に大変な生活をしている人が役場の公共事業に従事している職員の中にもいるよということについて、どのようにお考えでしょうかと、自らのこういう大きなボーナスをさらにわずかな額であっても引き上げるという状況が、今回出てきているわけですけども、それは人勧の勧告に従ってやるんだということですけども、本当にボーナスをもらえない人たちもいるわけですよ、大勢。そういう中でどのような配慮とか、今後のことを考えていらっしゃるのか、1回目の質問でさせていただきましたので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは非常に難しい問題で、例えば、特別職を一方的に言われておりますけれども、議会の皆さんも同じなんです、立場的には。それを、自分自身で上げる、下げるということをしているわけではなくて、国の公的な人事院勧告で決定するという事で、私だけのというか、特別職だけの報酬の関係ではないということを認めざるを得ないと。この後、私の後にやる方がどういう思いを持ってやるかわかりませんが、基本的に私が全てを対応するというわけにはいかないという思いの中です。

当然、大変厳しい環境で生活されている方、私自身も承知をしております。しかしながら、今の決定している給与体系の中では、どれだけ仕事をしてお返しできるかということに没頭することが必要なというふうに感じております。もし、不足であるならば、当然私に、どこかではやっている弾劾じゃありませんけれども、そういう形で御指摘をいただければ、対応する必要があるのかなというふうに感じております。今のところは、そのようなつもりで対応しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第6 議案第55号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません。

先ほどと同じような質問なんですけれども、範囲が、規模が大きくなりますので、ぜひ教えていただきたい。計算してあると思いますけれども、給与と期末手当それぞれ幾ら、総額でです、この町で引き上げになるのか、その額全体で幾らになるのか、あわせて増額になるのかというのを教えてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 手間取りまして申し訳ありません。

補正予算案にも掲載させていただいておりますけれども、一般職員総括としましては、給与については、107万7,000円の総額では減額となります。職員手当につきましては、逆に1,280万3,000円の増額。共済費が546万3,000円の減額となりますので、合計としましては563万3,000円の増額といった形になろうかと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第55号、川根本町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

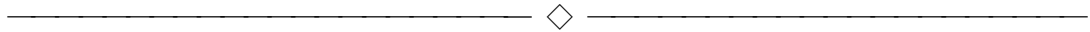
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(太田侑孝君) 日程第19、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月8日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時33分